

第 4 1 号議案

豊川市下水道条例の一部改正について

豊川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市下水道条例の一部を改正する条例

豊川市下水道条例（昭和 5 5 年豊川市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第 9 条 排水設備等の工事（市長が定める軽微な工事を除く。）は、愛知県下水道協会に排水設備工事責任技術者として登録されている者を<u>選任する</u>業者として市長が定めるところにより市長の指定を受けている者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>第 12 条 次に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第 6 条第 4 号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 4 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>	<p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第 9 条 排水設備等の工事（市長が定める軽微な工事を除く。）は、愛知県下水道協会に排水設備工事責任技術者として登録されている者が<u>専属する</u>業者として市長が定めるところにより市長の指定を受けている者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>第 12 条 次に定める基準に適合しない水質の下水（水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第 6 条第 4 号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 4 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、国におけるアナログ規制の見直しを踏まえ指定工事店に対する排水設備工事責任技術者の専属規制を緩和するとともに、下水道法施行令の一部改正に伴い公共下水道からの放流水に関する排水基準に係る指標を見直す必要があるからである。